

第3章 今後の方向

- 今後は、医療と介護の連携の中心を担う者・機関のあり方など対応策を引き続き検討するとともに、以下の課題について整理し、本県の地域包括ケアシステムのあり方について、平成25年度中に提言をまとめる。

- **予 防**

高齢者ができるだけ医療・介護が必要な状態にならないよう、健康寿命を延ばすという観点から、元気なうちから積極的に健康づくりに取り組むことが重要である。さらに、介護予防は軽度者のみならず重度者にも有効であるとの視点から、すべての高齢者に対して提供されることが必要である。

- **生活支援**

生活支援サービスは、見守り、緊急通報、食事、移動支援、社会参加の機会提供、電球交換、ごみ捨て、草むしりなど高齢者の日常生活における困難を解決するための幅の広いサービスである。少しの手助けがあれば地域で暮らし続けることのできる高齢者も数多く存在することから、これらのサービスの充実と、それぞれのサービスを繋いでいくことが重要である。

- **住まい**

地域の中で個人が尊厳ある生活を送るためには、必要な住まいが確保されていることが前提となる。このため、高齢化の進展や要介護高齢者の増加を踏まえた住宅の量の確保・提供が必要である。その際には質の確保も重要となってくる。また、施設においては、在宅復帰支援の機能の強化や個室・ユニット化の促進が求められる。

- **認知症対策等**

前述の、医療機関等に対するアンケート調査の結果では、在宅医療の対象者および医療系の居宅サービスの対象者は認知症の高齢者が最も数が多く、今後さらに増加が見込まれることから、認知症対策が重要な課題となってくる。また、県政世論調査の結果から、レスパイトや相談体制の充実など家族介護者の負担軽減・支援も必要である。

- すべての高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、提言を踏まえて、各地域で地域包括ケアシステムが構築されることが望まれる。

このため、県において、全市町村への普及が図られるよう、以下のとおり積極的に支援していくことが必要である。

<地域包括ケア推進の全体のスケジュール>

24年度	25年度	26年度	27・28年度	29年度	30～32年度	37年度
団塊世代 65歳に到達				70歳に到達		団塊の世代が75歳に到達
懇談会設置	→	モデル事業の実施		評価	県内全市町村へ普及	
調査・研究 を行い課題 整理	課題への 対応を検討し モデル構築に 向け提言					
第5期高齢者健康福祉計画			第6期		第7期	
第7次	第8次地域保健医療計画				第9次	